

大阪市
市長 横山 英幸様
大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉様

2025年10月28日
大阪教育合同労働組合
執行委員長 高田 晴美
大阪教育合同労働組合大阪支部
支部長 澤村 幸雄

団体交渉申入書

大阪教育合同労働組合大阪支部は、下記要求書にもとづき、合同労組として団体交渉を申し入れます。昨年度の交渉結果をふまえ、誠実に対応されるように要請します。

なお、回答は交渉時間を短縮するためにも、要求項目全てに文書で回答されることを併せて要求します。

記

1. 交渉日時 双方協議の上、早期に設定
2. 交渉場所 大阪市庁内会議室
3. 交渉事項 以下の要求事項およびその他の関連する事項

要 求 書

1. 労働条件にかかわる要求

- (1) 「職員基本条例」「教育行政基本条例」「大阪市立学校活性化条例」「大阪市労使関係に関する条例」「職員の政治的行為の制限に関する条例」を撤回すること。
- (2) 時間外勤務及び長時間勤務を縮減するため、「学校園における働き方改革推進プラン」と「大阪市立学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に則り、業務時間・内容の適正化を図るとともに具体的な施策を示すこと。
 - ①. 時間外労働の実態調査を行い、その結果を明らかにすること。
 - ②. 教員にも労働基準法通り、時間外勤務手当を支給すること。
 - ③. 時間外勤務を軽減するために、児童・生徒の登校時刻を勤務開始時刻以降にすること。
 - ④. 当面、時間外労働に見合う回復措置をおこなうこと。
 - ⑤. いわゆる持ち帰り仕事など職場外で行っている業務の実態調査を教職員勤務情報システムの「時間外勤務記録簿」をもとに行うこと。
 - ⑥. 部活動の指導が教職員の長時間労働につながらないように、地域への移行を推進すること。
 - ⑦. 長時間労働軽減の観点からも、土・日の公式戦等の部活動については勤務の振り替え措置を認めること。部活動に伴う休日勤務の実態を明らかにすること。
 - ⑧. 週2日以上部活動休養日「ノー・クラブデー」を完全に実施すること。
 - ⑨. 勤務時間（8時30分～17時）外の電話に関しては留守番対応にすること。
 - ⑩. 全ての職場で、毎週「ゆとりの日」を適切に設定するように指導すること。
- (3) 休憩時間を労働基準法通り取得できるように具体的な施策を示すこと。
 - ①. 休憩時間取得状況の実態調査を行い、その結果を明らかにすること。
 - ②. 休憩時間が取得できなかった場合は、教職員勤務情報システム「休憩時間変更申請」にて申請できることを職員に周知徹底すること。

- ③. 雇用責任者として休憩時間を確保すること。万が一、会議や学校行事で休憩時間が確保できなかった場合は振り替え措置を講じるように管理職を指導すること。
- (4) 時間休・年休・生理休暇の完全行使を保障すること。生理休暇については取得できる日数を従前どおり3日間に戻すこと。
 - (5) 時間外勤務の上限時間を超勤4項目に限定することなく、在校時間を対象とすること。
 - (6) 1日の勤務時間内において、年次休暇を3分割まで合算できるように認めること。
 - (7) 全ての負傷又は病気に対して、病気休暇を時間単位で取得できるようにすること。
 - (8) 年度をこえた休日の振替を認めること。
 - (9) 医師の診断書がなくても短期介護休暇が取得できるようにすること。
 - (10) 「学校園における働き方改革推進プラン」に則り、本務者のスクールソーシャルワーカーを各校に随時配置すること。
 - (11) 労働基準法89条及び90条に則って就業規則を作成すること。
 - (12) 病気休暇・介護休暇・産休育休に代替者を直ちに配置すること
 - (13) 長期休業中の病欠等についても代替を配置すること。
 - (14) 泊をとまなう行事等への養護教職員の参加を強要しないよう、管理職への指導を徹底すること。
 - (15) 泊をとまなう行事等では、実態に見合った旅費を支給すること。
 - (16) 泊をとまなう行事に対して、勤務の割り振りを完全を実施するよう管理職への指導を徹底すること。15時間30分を超える勤務についても完全な割り振りができるようにすること。
 - (17) 給与の支給に関しては、現金か振込かは本人の希望によるものであること。また、現金支給に際しては、すみやかに支給するよう管理職に指導すること。
 - (18) 「指導力不足」等を理由とした、教職員の職場からの排除を行わないこと。また、組合員に関わる問題については、組合との協議を行うこと。
 - (19) 大阪市立学校においても「障害者雇用促進法」で決められている雇用達成率を実現すること。
 - (20) 「障がい」や重度の疾病を抱えている教職員にとって働きやすい職場となるよう、サポート体制を含む環境整備を行うこと。
 - (21) 成績主義導入と労働者分断政策である、「評価制度」の導入を中止すること。
 - (22) 「首席」「指導教諭」「主務教諭」の職を廃止すること。
 - (23) 管理職による職員に対するハラスメントをなくすため、研修を徹底し、防止と解決に向けて実効性のある策を講じること。
 - (24) 任意団体（教育研究会等）への参加を強制しないように管理職を指導すること。
 - (25) 特別休暇の適用を実態に合わせて拡充すること。特に帰宅困難が見込まれる状況では、危険回避による特別休暇が取得できるよう、早急に制度を変更すること。
 - (26) 教職員の在宅勤務制度（テレワーク）を確立し、幅広く認めること。特に、高齢職員や妊娠中の女性職員については勤務時間の割り振りの変更や在宅勤務等を活用できるように管理職を指導すること。
 - (27) 学校閉庁日の特別休暇が認められない場合は、引き続き在宅勤務（テレワーク）を認めること。また、学校閉庁日に年休及び夏期特別休暇の取得を強制しないように管理職を指導すること。
 - (28) 公務傷病及び生理休暇については時間単位の取得を認めること。
 - (29) 全国学力テスト・経年テスト・チャレンジテストの結果を教職員の給与・学校予算に反映させないこと。
 - (30) 児童・生徒の健康面を配慮し、全ての学校園の特別教室（理科室・家庭科室等）及び災害時の避難場所にもなる体育館にエアコンを設置すること。

- (31) 免許更新制度の代わりに新たな官製研修を行わないこと。研修の強制、命令は行わず、研修の負担軽減に努めること。
- (32) 渡日児童、生徒、保護者への対応業務を軽減するためにも、通訳を含めた専任の教員を学校現場の要望に応じ配置すること。
- (33) 学校園における男性職員の育休取得を促進すること。
- (34) 時差通勤制度の活用状況を明らかにすること。
- (35) 土・日曜日を完全に休業日とすること。

2. 臨時的任用職員にかかわる要求

- (1) 臨時的任用職員制度を廃止すること。
- (2) 臨時的任用職員の生活の不安定をなくすため、登録している講師の雇用を完全に保障すること。
- (3) 臨時的任用職員の新規登録を中止し、現任講師（一時的に職を離れている場合を含めて）に対して雇用責任を負うこと。現任講師を必ず優先雇用すること。また、講師の登録人員および職種による雇用者数を明らかにすること。これに関わって、来年度の再任者数、新規採用者数、今年度の退職者数を明らかにすること。
- (4) 雇用責任者として、臨時的任用職員の勤務労働条件を改善すること。
- (5) 常勤職員と同等の職務や責任を有している臨時的任用職員（常勤講師）の給与を2級格付けすること。
- (6) 雇用責任者として待機期間をなくし、継続雇用を行うとともに、過員を理由に講師の解雇をおこなわないこと。また待機期間が生じた場合は、「待機手当」を支給すること。
- (7) 辞令は採用時に必ず管理職が手渡すこと。
- (8) 辞令更新にあたっては、必ず1日付けになるよう工夫すること。
- (9) 辞令期間中はいかなる理由があろうとも講師を解雇しないこと。
- (10) 産休・育休・公務災害等を理由とした途中解雇をしないこと。産休・公務災害による休職・病気療養中を理由とした採用差別・解雇（更新拒否）を行わないこと。
- (11) 採用に際し、契約内容・就業規則を文書で明示すること。また、校園長にも契約内容を文書で周知し、学校都合で契約内容を変更しないよう指導すること。
- (12) 講師の諸権利については、校園長に文書で周知徹底するとともに、本人に正しく伝えるように指導すること。尚、「大阪市の講師概要」については内容の変更があれば早急に改訂版を出すこと。また、改訂にあたっては組合と協議をすること。
- (13) 共済組合への加入手続きを確実に行うこと。また、健康保険証は採用後5日以内に交付すること。
- (14) 履歴書の提出は、更新時に再提出をしなくてもよいようにすること。
- (15) 賃金を条例に基づいた日に支払うこと。
- (16) 病気休暇・介護休暇の場合にも引き継ぎ日を設けること。
- (17) 厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格継続について、前任用期間の終期後9日以内の任用に限らず、実態を踏まえて柔軟に対応すること。また、適用事業所が変わる場合においても、実態に応じて被保険者資格が継続するよう具体的な方策を打ち出すこと。
- (18) 講師の年休付与計算において、小数点以下は切り上げること。
- (19) 育児休業等任期付職員を任期期間中雇用すること。会計年度で雇用を打ち切らないこと。また、辞令期間中に本務者が現場復帰しても、辞令期間中は同じ職場で雇用を継続すること。

3. 会計年度任用職員にかかわる要求

- (1) 採用に際し、契約内容・就業規則を文書で明示すること。「明示書」の内容について校園長に文書で周知徹底するとともに、学校都合によって契約外労働をさせないように校園長を指導すること。
- (2) 非常勤講師にも勤務開始時刻と終了時刻が記録される勤務実績簿を作成すること。
- (3) 継続雇用ができず待機期間が生じた場合は、「待機手当」を支給すること
- (4) 出張命令を出す場合は、必ず本人の同意を得るよう校園長を指導すること。
- (5) 雇用保険法の諸給付について、対象者に周知徹底すること
- (6) 時給を正規職員と同等に引き上げること。また、交通費を実費支給すること。
- (7) 職場での労働環境を正規職員と同等にすること。
- (8) 他の職員と同等に定期健康診断を実施すること。
- (9) 有給の特別休暇（災害・危険回避）を保障すること。
- (10) 雇用保険の諸給付について対象者に周知徹底すること。
- (11) 有給の生理休暇を保障すること。
- (12) 有給の短期介護休暇を保障すること。

4. 教育および教育諸条件にかかわる要求

- (1) 学校現場における「日の丸」の常時掲揚を即時にやめること。
- (2) 「日の丸・君が代」の義務化を強制する指示・通達を出さないこと。また、「処分による強制」を行わないこと。卒・入学式後の調査を行わないこと。
- (3) 元号の使用を強制しないこと。
- (4) 卒業証書の発行年月日および生年月日の記入にあたっては、児童・生徒・保護者に西暦か元号かの希望調査をするよう校園長に指導徹底すること。
- (5) 夜間中学の増設および学級増を積極的に行うこと。
- (6) 外国籍の教員の採用を積極的に行うとともに、「期限を付さない常勤講師」採用でなく教諭採用とすること。また、常勤講師としての採用を求める文部省通達の撤回を働きかけること。
- (7) 特別支援学級、通級学級の施設・設備等を整備すること。特にICT環境を整えること。
- (8) 全国学力・生活実態調査・チャレンジテストを市立学校において実施しないこと。また、大阪市の全校データ公表方針を撤回すること。
- (9) 大阪市独自の経年テストを廃止すること。
- (10) 経年テストの実施にあたり、過去問のコピー等の著作権侵害が行われないように厳しく指導すること。
- (11) 公募校長制度を廃止すること。
- (12) 学級の児童・生徒定員数を削減するように努力すること。
- (13) 学校園における児童・生徒への性暴力や性差別をなくす施策を講じること。
- (14) 教職員及び児童・生徒のセクシャル・マイノリティの権利を保障すること。
- (15) 支援学級に在籍する児童・生徒数の基準を現状より下げるとともに、指導教員を増加すること。
- (16) インクルーシブ教育推進するためにも、実態に合わせてダブルカウント（原学級と支援学級の両方で在籍）を認めること。また、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（2022年4月27日文科省通知付）」は、地域および個々の実態を踏まえ、慎重に検討すること。
- (17) キャリアパスポートをやめること。
- (18) 教員の業務内容を精選するため、広く職員の意見を聞くシステムを構築すること。
- (19) 小学校での専科教員（理科・家庭・図工・体育等）を増員すること。
- (20) 不登校児童・生徒に対応する教員を学校園の実態に合わせて配置すること。

- (21) 学校給食の安全を確保するため民間委託を推進しないこと。

5. 福利・厚生および職員の健康にかかわる要求

- (1) 大阪市は全職員を対象とする新たな福利・厚生事業を行うこと。
- (2) 公務災害が発生するような労働環境を改善するとともに、請求があつた場合は被災労働者の立場にたつて公務災害が適用されるように基金に強く働きかけること。また、申請受付にあたっては市教委としての判断を加えることなく、受理すること。認定後については治療に専念できる環境を整え、被災者に対してはその都度、十分な説明を行うこと。
- (3) 公務傷病期間中の給与を大阪府と同等にすること。できない場合は公務災害基金の計算方法に合わせること。
- (4) 「教職員健康診断」の実施方法を改善すること。また受診者のプライバシー保護にも十分留意すること。診断結果は受診者本人のみに知らせること。
- (5) 教職員健康診断票の記入については本人が確認できるように校園長を指導すること。
- (6) 教職員のX線間接撮影をやめ、X線撮影以外の方法をとること。
- (7) 労働安全衛生について全職員に周知徹底すること。
- (8) 学校現場の安全衛生委員会が具体的に機能するように対策を講じること。
- (9) 大阪市教職員労働安全衛生協議会の討議結果を職員に周知徹底すること。
- (10) 職員の健康維持のためにも休憩室（更衣室）にエアコンを設置すること。
- (11) 臨時的任用教職員も公立学校共済組合に加入できるよう国に働きかけること。

6. その他の要求

